

山形県アンサンブルコンテスト 実施規定

第1章 総 則

第1条 (大会名称)

この大会は「山形県アンサンブルコンテスト」(以下、県大会)という。

第2条 (実 施)

県大会は、各地区吹奏楽連盟から推薦されたグループの参加により、毎年1月に実施する。

第3条 (各地区大会)

選出母体となる地区連盟は次のとおりとする。

村山地区吹奏楽連盟 最北地区吹奏楽連盟 置賜地区吹奏楽連盟
田川地区吹奏楽連盟 飽海地区吹奏楽連盟

第4条 (会場・日時)

実施会場及び日時などの必要事項は、山形県吹奏楽連盟理事会(以下、理事会)でこれを定める。理事会は毎年4月末日までにその年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門及び参加人員

第5条 (実施部門)

実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高等学校の部
(4) 大学の部 (5) 職場・一般の部

小学生の部はアンサンブル活動の導入段階として、東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

第6条 (参加人員)

各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資 格

第7条 (参加資格)

各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- (1) 小学生の部
① 単独校 同一小学校に在籍する児童による団体。

② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※¹で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

(2) 中学生の部

① 単独校 同一中学校に在籍する生徒による団体。(同一経営の学園内小学生の参加は認める。)

② 合同バンド 部員数不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生※²で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※²学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(3) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生、中学生、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

(4) 大学の部

同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)、同一の高等専門学校に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(6) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 (入賞取消)

参加グループの資格に疑義ある時は、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 演奏・審査

第9条 (編成)

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダー、ピアノ、オルガン、ハープ、アコーディオン等の使用は認めない。

1 同一パートを2名以上で演奏することは認めない。

2 独立した指揮者は認めない。

第10条（演奏曲目）

参加グループは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。

第11条（演奏内容）

演奏曲は、地区大会で演奏したものとする。

第12条（著作権）

著作権の存在する曲を演奏する場合は、事前に著作権者から、コンテスト終了時までの演奏の許諾を受けて演奏しなければならない。（編曲を伴う場合も同様とする）

第13条（演奏時間）

演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格として審査の対象としない。

第14条（出演順序）

出演順序及び部門順序は、大会事務局で決定する。

第5章 表彰及び代表

第15条（審査員）

審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は原則として5名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

第16条（表彰）

表彰は各部門に、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。各賞の決定は別に定める審査内規による。金賞の団体にはトロフィーを授与する。

第17条（東北大会への推薦）

参加グループの中より次の数を東北アンサンブルコンテストに推薦する。ただし、同一団体から1グループとする。

- (1) 小学生の部・・・2グループ
- (2) 中学生の部・・・4グループ
- (3) 高等学校の部・・・4グループ
- (4) 大学の部・・・1グループ
- (5) 職場・一般の部・・・1グループ

第6章 地区代表

第18条 (地区代表)

各地区は県大会開催の2週間前までに地区大会を実施し、各部門の推薦グループを決定して、県事務局に報告しなければならない。

第19条 (推薦団体)

各地区が県大会に推薦できるグループ数は、部門毎総参加グループの4分の1(端数繰上げ)とする。但し、小学生の部は総参加グループの2分の1(端数繰り上げ)とする。
上記の数に加えて、理事会で協議の上で各地区の推薦数を増減させることができる。

第7章 その他

第20条 (参加費用)

県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第21条 (共催・後援・協賛)

県大会実施にあたっては、朝日新聞社が共催となる。理事会が必要と認めた場合は、共催・後援・協賛団体を持つことができる。共催・後援・協賛団体から、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第22条 (大会事務局・実行委員)

県事務局と主管地区の役員から大会事務局をつくり、県大会に必要な事務を行う。県役員と主管地区の役員及びその全加盟団体の顧問から実行委員会をつくり、県大会を運営する。

第23条 (実施要項)

その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第24条 (改定)

この規定は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。

《 付 則 》

この規定は平成22年 2月24日より実施する。

この規定は平成31年 4月13日一部規定改正。

この規定は令和 3年 5月 8日一部規定改正。

この規定は令和 4年 5月 7日一部規定改正。

この規定は令和 5年 5月11日一部規定改正。

この規定は令和 6年 4月13日一部規定改正。

この規定は令和 7年 2月19日一部規定改正。

山形県アンサンブルコンテスト 審査内規

第1条

この内規は、山形県アンサンブルコンテスト実施規定第15条および第17条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

第2条

各審査員は、100点満点で審査し、その結果を統合してA、B、Cの3段階で評価する。

- 2 審査員は、審査説明会で示されたA、B、Cの割合を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数については、その年度の理事会で定める。
- 3 審査員はA評価のグループの中から県代表数+1グループを代表候補グループとして選出し、それぞれ必ず1点以上の差をつけて上位順を表明する。

第3条

評価点の算出は次の通りとする。(代表数4の場合)

- 第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点、6位以下のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計を評価点とする。読み替える点数の設定については、出場グループ数と代表数をふまえて、その年度の理事会で定める。
- 2 評価点の少ないグループから代表とする。
 - 3 評価点と同点の場合は、審査員全員による決選投票を行う。

第4条

審査結果の処理については会長から委嘱された3名の判定委員会によって処理をする。

第5条

各部門に、評価点の少ないグループから概ね3分の1ずつの比率で金賞・銀賞・銅賞を与えることとし、大会会長が賞を決定する。

第6条

山形県代表として東北大会に推薦する各部門のグループ数を、次の通りとする。

- (1) 小学生の部・・・2グループ
- (2) 中学生の部・・・4グループ
- (3) 高等学校の部・・・4グループ
- (4) 大学の部・・・1グループ
- (5) 職場・一般の部・・・1グループ

第7条

各部門の推薦団体の決定は、次の通りとする。

- 1 推薦できるグループ数に応じて、上位から順に推薦する。ただし、同一団体から1グル

ープとする。

- 2 順位が同じグループが複数出た場合（同点の場合）は、同点の団体のみについて審査員全員の再投票を行って決定する。

第8条

各グループが出演した部門内における審査結果は、その一部を主催者から各団体の責任者（顧等）に公表する。

第9条

この内規は、理事会の過半数の賛成により改正することができる。